

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日伊音楽協会(以下「協会」という)と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、日本とイタリア両国の音楽に関する事業を行い、音楽交流を通して、日伊両国の音楽家の育成と音楽文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 声楽コンクール等の開催と入賞者への支援
- (2) 日本とイタリアの音楽に関する研究発表会、演奏会等の開催、後援
- (3) 日本人音楽家のイタリア留学への支援
- (4) その他、前各号に附帯関連する事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この協会の設立に際して拠出された財産は、この協会の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この協会の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の

前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この協会に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員はこの協会の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件のいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからホに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭

その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ 当該評議員の使用人

ホ ロ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）

第12条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの
付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分、事業の全部又は一部の譲渡。
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められ
た事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回
開催するほか、必要ある場合、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基
づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理
由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は評議員が互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を
除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係
を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わ
なければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1
項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が
第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の

中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び評議員会で選任された議事録署名人2人が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。また、業務執行理事は代表理事と、この協会の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回

以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職。

(招集)

- 第31条 理事会は、法令に特別な定めのある場合を除き代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は代表理事とする。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは業務執行理事が理事会の議長となる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることができない。

(決議の省略)

- 第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときを除く。

(報告の省略)

- 第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし代表理事等の業務を執行する理事の自己の職務執行状況の報告は、省略することはできない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

- 第37条 この協会の業務遂行に必要な委員会を理事会の下に置く。
- 2 委員会規則は理事会で別に定める。

第9章 会員

(会員組織)

- 第38条 この協会に会員組織を置くことができる。

- 2 会則は、理事会で別に定める。

第10章 会長、副会長、顧問

(会長、副会長、顧問)

第39条 この協会に、会長、副会長、顧問を若干名、置くことができる。

- 2 会長、副会長、顧問は次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問を受けた事項について、参考意見を述べること。
 - (3) 理事会で決定した事項に関し、挨拶、表彰状の授与などを行うことのほか、協会の印刷物、挨拶文、パンフレットなどを通して、協会の事業、社会貢献活動を広く社会に周知すること。
- 3 会長、副会長、顧問の選任及び解任は理事会の決議によって行う。
- 4 会長、副会長、顧問は無報酬とする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第41条 この協会は、基本財産の滅失によるこの協会の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 この協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第43条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法

律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この協会の設立時評議員は次の通りである。

岡村喬生
川口篤詩
菊池彦典
高丈二
田島好一
合田周平
五十嵐直代
小林一男
田口興輔
英正道
林康子
嶺貞子
吉村融

2. この協会の設立時理事等は、次の通りである。

俣野隆
佐藤日出夫
松本美和子
関孝弘
橘優
出口正子
吉田信三

設立時 代表理事

俣野隆

設立時 業務執行理事 佐藤日出夫

3. この協会の設立時監事は、次の通りである。

設立時 監事 平野昭宏
 鏑本建二

4. この協会の設立者の氏名及び住所並びにこの協会の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次の通りである。

氏名 岡村喬生
住所 東京都世田谷区駒沢2丁目16番4－1004号
 グリーンマンション駒沢
拠出財産及び価額 金 100万円

氏名 五十嵐直代
住所 東京都大田区田園調布4丁目21番23号
拠出財産及び価額 金 100万円

氏名 俣野隆
住所 神奈川県鎌倉市二階堂773番地124
拠出財産及び価額 金 100万円

5. 第6条の規定にも関わらず、この協会の最初の事業年度は設立の日から平成26年3月31日までとする。
6. 以上、一般財団法人日伊音楽協会の設立のためにこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成25年5月13日

設立者 岡村喬生

設立者 五十嵐直代

設立者 俣野隆